

## 「地方消費税」の清算基準見直しの再考を求める意見書

新宿区をはじめとする特別区は、首都東京に集中・集積する事業所等の経済活動やそこで働く従業者とその家族の生活を支え、日本の社会経済をリードする役割を果たしています。また、大都市特有の膨大な行政需要を抱えており、次世代や高齢者支援、帰宅困難者対策を含む防災・減災対策、更には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた安全・安心なまちづくりなど多くの課題を解決していかなければなりません。一方、新宿区をはじめとする特別区では、身を切る行財政改革に取り組み、行政のスリム化を図るとともに、限りある財源の中で住民福祉の向上に努めているところです。

こうした中、平成9年4月、地方税源の充実のために、消費税が5%へ引き上げられた際に創設された「地方消費税」については、消費税率8%の現在では、そのうち1.7%分が地方の貴重な財源となっている状況であります。

このように運用されてきた地方消費税が、今般の平成30年度税制改正において、地方消費税清算基準を現在の財・サービスの販売額基準配分率75%や人口配分率17.5%、従業者数配分率7.5%から、販売額基準の配分率75%を50%に変更し、従業者数基準を廃止し、人口の配分率17.5%を50%へと清算基準の不合理な見直しが強行され、特別区の減収額は約380億円、10%段階においては約485億円となります。

しかし、最終消費地を適正に調査する統計データの捕捉率の向上などが最優先であり、また、地域ごとの消費傾向や購買力の違いを認めるとともに、従業者の消費への寄与度も一定評価しなければ公平な基準となりません。更に、地方税に地方交付税等を合わせた人口一人当たりの収入を比較すると、東京都はほぼ全国平均であり、既に偏在は調整されているというべきです。

よって、一見すると自治体間が対立し財源を奪い合うような様相を呈する今回の見直しは、本来の地方自治の姿には程遠く、新宿区をはじめとする全国の各地域が、共に発展するような税制や財源上の更なる調整機能のあり方や地方税の原理・原則を根本的に検討することを強く要望し、今回の見直しについては再考を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月16日

新宿区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣

あて